

公表資料

令和元年6月25日
防衛省

自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく自衛隊員の再就職 状況の報告（平成31年1月1日～同年3月31日分）

自衛隊員の再就職状況については、管理職隊員（特別の機関、地方支分部局等を含む本省企画官相当職以上※）が、離職後2年以内に再就職した場合等において、その再就職情報（氏名、離職時の官職又は階級、再就職先の名称・地位、防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無等）について、防衛大臣に届出を行うこととされています。

本日、平成31年1月1日から同年3月31日までの間に防衛省において受理した再就職情報について、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の11第5項の規定に基づき、防衛大臣から内閣に報告を行いましたので、別紙1及び別紙2により公表します。

※ 自衛官：1等陸佐、1等海佐又は1等空佐以上（ただし、自衛官俸給表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の（三）欄に定める額の俸給の支給を受ける者にあつては、俸給の特別調整額がⅡ種以上とされる官職に就いていた者に限る。）

事務官等：行政職（一）7級以上の者又はこれに相当する者（ただし、行政職（一）7級及びこれに相当する者にあつては、俸給の特別調整額がⅡ種以上とされる官職に就いていた者に限る。）

〔概要〕

本件報告に係る届出の件数は43件

再就職先区分別では、独立行政法人が1件、学校法人、社会福祉法人又は更生保護法人が2件、その他の非営利法人が8件、営利法人が30件、自営業が1件、その他が1件となっています。

【連絡先】

防衛省人事教育局人事計画・補任課再就職等監視室
電話：03-3260-0812（直通）

自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく報告の概要

(平成31年1月1日～同年3月31日分)

[届出等区分別]

【自衛隊法第65条の11第1項、第3項及び第4項の規定に基づく届出】

府省等名	自衛隊法第65条の11第1項の規定に基づく届出 (在職中の届出)	自衛隊法第65条の11第3項の規定に基づく届出 (離職後の事前届出)	自衛隊法第65条の11第4項の規定に基づく届出 (離職後の事後届出)	合計
防衛省	26	-	17	43

[再就職先区分別]

【自衛隊法第65条の11第1項、第3項及び第4項の規定に基づく届出】

府省等名	再就職先区分												合計
	国又は地方公共団体の機関	独立行政法人	国立大学法人	特殊法人	認可法人	公益社団法人又は公益財団法人	一般社団法人又は一般財団法人	学校法人、社会福祉法人又は更生保護法人	その他の非営利法人	営利法人	自営業	その他	
防衛省	-	1	-	-	-	-	-	2	8	30	1	1	43

自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく報告
(平成31年1月1日～同年3月31日分)

【1. 自衛隊法第65条の11第1項の規定に基づく届出関連】

番号	氏名	離職時の年齢	官職又は階級	約東前の求職開始日 (注1)	再就職の約束をした日	約東前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容 (注1)			離職日	再就職日 (注2)	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無 (注3)	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無(注4, 5)	
						官職又は階級	在職期間									職務内容
							自	至								
1	西村 弘文	56	航空自衛隊幹部学校業務部長	H30.12.7	H31.1.29	航空自衛隊幹部学校業務部長	H30.12.7	H31.2.13	目黒基地業務(補給、輸送、施設、通信、厚生、給食、会計、契約、給与、衛生)の統括	H31.2.13	H31.3.1	東京計器株式会社	精密機器の製造・販売	顧問(囑託)	無	有
2	秋山 賢司	55	陸上自衛隊東北補給処副処長	H31.2.14	H31.3.15	陸上自衛隊東北補給処副処長	H31.2.14	H31.3.23	処長の補佐	H31.3.23	H31.4.1	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	電気通信業	コンサルタント	無	有
3	大谷 貴央	55	陸上自衛隊伊丹駐屯地業務隊長	H30.12.19	H31.2.4	陸上自衛隊伊丹駐屯地業務隊長	H30.12.19	H31.3.23	駐屯地業務隊の隊務の統括	H31.3.23	H31.3.24	日本自動ドア株式会社	自動ドア開閉装置の開発・製造・販売・メンテナンス	総務部顧問	無	有
4	岡部 勝昭	55	陸上自衛隊西部方面指揮所訓練支援隊長	H30.10.17	H30.11.28	陸上自衛隊西部方面指揮所訓練支援隊長	H30.10.17	H31.3.23	方面隊隷下部隊の指揮所訓練センター訓練の統括・評価に関する業務	H31.3.23	H31.4.1	東京海上日動火災保険株式会社	損害保険業	損害サービス主任	無	有
5	上條 成和	55	陸上自衛隊教育訓練研究本部研究部第3研究室長	H30.10.24	H31.2.5	陸上自衛隊教育訓練研究本部研究部第3研究室長	H30.10.24	H31.3.23	運用解析実務・研究の管理	H31.3.23	H31.3.24	アジア航測株式会社	航空測量、リモートセンシング及び建設コンサルタント	総括技師長	無	有
6	小林 宏明	54	陸上自衛隊教育訓練研究本部研究部第2研究室主任研究開発官	—	H31.2.1	陸上自衛隊教育訓練研究本部研究部第2研究室主任研究開発官	H31.2.1	H31.3.23	情報通信及び量子情報通信技術に関する研究員	H31.3.23	H31.4.1	国立研究開発法人情報通信研究機構	量子情報通信技術に関する研究	研究員	無	無
7	角 謙二	55	自衛隊体育学校副校長	H30.11.19	H31.2.26	自衛隊体育学校副校長	H30.11.19	H31.3.23	自衛隊体育学校長の補佐及び校務の整理	H31.3.23	H31.3.24	修親刊行事務局	出版業	事務局長補佐兼編集長	無	有
8	松尾 幸成	55	陸上自衛隊教育訓練研究本部研究部直轄研究員	H31.2.21	H31.3.13	陸上自衛隊教育訓練研究本部研究部直轄研究員	H31.2.21	H31.3.23	防衛力のあり方に関する研究	H31.3.23	H31.4.1	菅原産業株式会社	自動車整備	自動車整備部事務管理業務	無	有
9	山口 道義	55	陸上自衛隊小平学校副校長兼陸上自衛隊小平学校企画室長	H30.9.26	H30.11.12	陸上自衛隊小平学校副校長兼陸上自衛隊小平学校企画室長	H30.9.26	H31.3.23	学校隊務運営等、及び業務計画の作成、実施調整、分析検討に関する管理業務	H31.3.23	H31.4.1	学校法人堀之内学園	教育	東京立正短期大学総務部長	無	有
10	山本 元英	55	陸上自衛隊北海道補給処副処長	H31.2.18	H31.3.12	陸上自衛隊北海道補給処副処長	H31.2.18	H31.3.23	処長の補佐に関する業務	H31.3.23	H31.4.1	ジブラルタ生命保険株式会社	保険業	仙台西支店顧問	無	有
11	須田 浩	56	航空自衛隊第2航空団副司令	H30.9.7	H30.11.15	航空自衛隊第2航空団副司令	H30.9.7	H31.3.27	隊務運営に関する団司令の補助	H31.3.27	H31.4.1	北海道空港株式会社	免税売店事業等	調査役(部長待遇)(特別囑託)	無	有
12	寺地 宣明	56	近畿中部防衛局調達部次長	H30.3.5	H31.2.1	①近畿中部防衛局調達部次長 ②海上自衛隊東京業務隊付	①H30.3.5 ②H31.3.1	①H31.2.28 ②H31.3.29	①部務統括補佐 ②特に命ぜられた事項	H31.3.29	H31.3.30	株式会社鷹取製作所	艦船用弁等製造業	顧問	無	有
13	宇多田 信明	55	航空自衛隊航空支援集団司令部装備部長	H30.10.17	H31.1.8	航空自衛隊航空支援集団司令部装備部長	H30.10.17	H31.3.31	装備関連事項の指揮官意図の徹底及び主要装備品の管理に係わる監督及び部下指導に関する業務	H31.3.31	H31.4.1	学校法人星美学園	私立学校教育	中学高等学校事務部長	無	有

14	大蔵 広幸	55	航空自衛隊中部航空方面隊司令部総務部長	H30.8.10	H30.11.1	航空自衛隊中部航空方面隊司令部総務部長	H30.8.10	H31.3.31	総務、人事、訓練及び厚生に関する業務の監督指導	H31.3.31	H31.4.1	損害保険料率算出機構	自賠責保険の損害調査業務	損害調査職員	無	有
15	窪田 洋一	55	海上自衛隊潜水医学実験隊副隊長兼教育訓練部長	H30.7.26	H31.2.4	海上自衛隊潜水医学実験隊副隊長兼教育訓練部長	H30.7.26	H31.3.31	隊務統括補佐	H31.3.31	H31.4.1	損害保険料率算出機構	自賠責保険の損害調査業務	損害調査職員	無	有
16	齋川 浩樹	55	海上幕僚監部首席会計監査官	H30.11.2	H31.3.27	海上幕僚監部首席会計監査官	H30.11.2	H31.3.31	室務統括	H31.3.31	H31.4.1	株式会社石川製作所	産業機械及び防衛機器製造業	総務部長	無	有
17	佐々木 秀悦	55	防衛研究所教育部長	H30.7.25	H31.2.4	防衛研究所教育部長	H30.7.25	H31.3.31	部務統括	H31.3.31	H31.4.1	損害保険料率算出機構	自賠責保険の損害調査業務	損害調査職員	無	有
18	細野 英揮	55	統合幕僚学校教育課長	H31.2.15	H31.2.22	統合幕僚学校教育課長	H31.2.15	H31.3.31	統合幕僚学校における陸、海、空の高級幹部に対する教育並びに統合運用に関する研究の統括	H31.3.31	H31.4.1	株式会社コナカ	ビジネスウェアの小売業	部長級	無	有
19	安永 幸生	55	防衛研究所戦史研究センター国際紛争史研究室主任研究官	H30.10.16	H31.1.7	防衛研究所戦史研究センター国際紛争史研究室主任研究官	H30.10.16	H31.3.31	史資料の調査研究に関する業務	H31.3.31	H31.4.1	福岡国際空港株式会社	福岡空港運営管理	福岡空港の管理業務（囑託）	無	有
20	大河内 哲朗	55	海上自衛隊第2潜水隊群司令	H30.9.19	H31.3.27	海上自衛隊第2潜水隊群司令	H30.9.19	H31.4.1	群務統括	H31.4.1	H31.4.2	川崎重工業株式会社	船舶製造・修理業等	ストラテジック・アドバイザー（囑託）	無	有
21	小川 敏也	53	自衛隊呉病院長	H30.12.21	H31.2.14	自衛隊呉病院長	H30.12.21	H31.4.1	病院管理に関する業務	H31.4.1	H31.4.2	医療法人社団協友会横浜鶴見リハビリテーション病院	医療	医師	無	無
22	正寶 敏彦	55	海上幕僚監部防衛部施設課長	H30.11.29	H31.3.25	海上幕僚監部防衛部施設課長	H30.11.29	H31.4.1	課務統括	H31.4.1	H31.4.2	ニシキコンサルタント株式会社	建築設計業	顧問	無	有
23	小村 裕	56	航空自衛隊教材整備隊司令	H30.12.20	H31.3.13	航空自衛隊教材整備隊司令	H30.12.20	H31.4.18	航空自衛隊の教育訓練等に必要ない教材等製作に関する指揮及び監督	H31.4.18	H31.4.19	細谷火工株式会社	救命、避難用火工品、発煙筒等の製造販売業等	技術開発総括室長補佐	無	有
24	中釜 義之	56	海上自衛隊第1練習隊司令	H30.8.31	H31.1.15	海上自衛隊第1練習隊司令	H30.8.31	R1.5.5	隊務統括	R1.5.5	R1.6.1	日立造船株式会社	化学機械・同装置製造業	運営施設管理者（囑託）	無	有
25	野崎 忠明	56	陸上自衛隊需品学校付（陸上自衛隊相馬原駐屯地業務隊長）	H30.12.10	H31.2.15	①陸上自衛隊相馬原駐屯地業務隊長 ②陸上自衛隊需品学校付	①H30.12.10 ②H31.3.23	①H31.3.22 ②R1.5.13	①駐屯地の維持に関する業務 ②特に命ぜられた事項	R1.5.13	R1.6.1	住友ベークライト株式会社	合成樹脂の製造・販売	技術顧問	無	有
26	小田 紀彦	56	航空自衛隊航空開発実験集団司令部総務部長	H31.3.4	H31.3.18	航空自衛隊航空開発実験集団司令部総務部長	H31.3.4	R1.5.25	航空開発実験集団司令部及び隷下部隊の総務及び人事に関する業務の監督指導	R1.5.25	R1.6.1	株式会社三技協イオス	情報通信領域におけるエンジニアリングサービス等	参事（契約社員）	無	有

（注1）約束前の求職開始日とは、再就職の約束をした日以前の隊員としての在職期間中における以下の①から③までの日のいずれか早い日をいう。

①再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日

②再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日

③再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日

該当する日がなかった場合（自衛隊法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第320号。以下「改正政令」という。）の施行日（平成30年1月1日）前に約束前の求職開始日があった場合を含む。）には、「約束前の求職開始日」欄に「-」と記載し、「約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容」欄に、再就職の約束をした日以後の隊員としての在職状況及び職務内容を記載している。

（注2）「再就職日」には、「再就職予定日」が含まれる。

（注3）「求職の承認」とは、自衛隊法第65条の3第5項の規定に基づく承認をいう。

（注4）「防衛大臣の援助」とは、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づき、防衛大臣が行う若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

（注5）「官民人材交流センターの援助」とは、自衛隊法第65条の10第2項において準用する国家公務員法（昭和22年法律第120号）第18条の5第1項及び第18条の6の規定に基づき、官民人材交流センターが行う一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

【 2 . 自衛隊法第65条の11第 4 項の規定に基づく届出関連】

番号	氏名	離職時の年齢	離職時の官職又は階級	離職前の求職開始日 (注1)	離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況 及び職務内容(注1)				離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無 (注2)	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無(注3、4)
					官職又は階級	在職期間		職務内容							
						自	至								
1	荒井 喜之	59	防衛装備庁調達事業部長	—	—	—	—	H29. 8. 1	H31. 1. 1	株式会社ミュージアムクルー	設備メンテナンス	有期契約社員	無	無	
2	田中 実臣	56	航空自衛隊第1航空団付(航空自衛隊教材整備隊司令)	—	—	—	—	H29. 9. 27	H31. 2. 1	三井住友海上火災保険株式会社	損害保険業	静岡損害サポート部浜松第一保険金支払いセンターにおける損害サポート専任職(アソシエイト社員)	無	無	
3	池田 博司	56	陸上自衛隊西部方面総監部付(陸上自衛隊第13旅団第8普通科連隊長兼陸上自衛隊米子駐屯地司令)	—	—	—	—	H30. 4. 13	H31. 1. 7	株式会社竹之下	食料品卸業	食品入出荷業務(パート)	無	無	
4	金丸 章彦	57	陸上自衛隊補給統制本部長兼陸上自衛隊十条駐屯地司令	—	—	—	—	H30. 8. 1	H31. 1. 1	日本生命保険相互会社	生命保険業	特別営業顧問	無	無	
5	杉山 利行	56	陸上自衛隊第1師団副師団長兼陸上自衛隊練馬駐屯地司令	—	—	—	—	H30. 8. 1	H31. 3. 1	株式会社全日警	警備業	人事部教育部長	無	無	
6	手塚 信一	57	防衛装備庁長官官房装備官	—	—	—	—	H30. 8. 1	H31. 1. 1	住友生命保険相互会社	生命保険業	顧問	無	無	
7	藤代 誠	60	近畿中部防衛局長	—	—	—	—	H30. 8. 2	H31. 1. 1	沖縄電力株式会社	電力事業	参与	無	無	
8	鈴木 良之	60	防衛装備庁長官	—	—	—	—	H30. 8. 3	H31. 2. 1	東京海上日動火災保険株式会社	保険業	顧問	無	無	
9	竹丸 道雄	59	大臣官房監査課長	—	—	—	—	H30. 8. 3	H31. 3. 1	ジブラルタ生命保険株式会社	生命保険業	顧問	無	無	
10	長屋 圭三	56	陸上自衛隊中央業務支援隊付(陸上自衛隊第5旅団第5後方支援隊長)	—	—	—	—	H30. 9. 11	H30. 12. 1	株式会社全日警	警備業務	人材採用業務	無	有	
11	野上 弥志郎	60	自衛隊岐阜病院付(自衛隊岐阜病院副院長)	H30. 10. 31	自衛隊岐阜病院付	H30. 10. 31	H30. 11. 11	H30. 11. 11	H31. 1. 11	医療法人徳洲会大垣徳洲会病院	内科、外科、産婦人科、皮膚科、泌尿器科、眼科、放射線科、リハビリテーション科、麻酔科及び病理診断科に関する診療	医師	無	無	
12	岩崎 仁彦	56	航空自衛隊航空開発実験集団司令部研究開発部長	H30. 10. 22	航空自衛隊航空開発実験集団司令部研究開発部長	H30. 10. 22	H30. 11. 25	H30. 11. 25	H31. 2. 1	株式会社IHI	航空機、飛しょう体等及びその関連機器の設計、製造等	顧問(嘱託)	無	有	
13	上道 英夫	55	陸上自衛隊関西補給処副処長	H30. 10. 1	陸上自衛隊関西補給処副処長	H30. 10. 1	H30. 12. 1	H30. 12. 1	H31. 1. 1	明治安田生命保険相互会社	保険事業	顧問(嘱託)	無	有	
14	松宮 康一郎	56	航空自衛隊第2高射群司令	—	—	—	—	H30. 12. 4	H31. 2. 1	自営	各種コンサルタント	—	無	無	

15	辻 正紀	55	航空自衛隊第11飛行教育団司令兼航空自衛隊静浜基地司令	—	—	—	—	—	H30.12.21	H31.3.15	日通商事株式会社	物流関連商品の売買、リース、整備、梱包荷役等	調査役（契約社員）	無	有
16	山口 英明	56	陸上自衛隊中央業務支援隊付（東北防衛局郡山防衛事務所長）	—	—	—	—	—	H31.1.14	H31.3.16	パーソルテンプスタッフ株式会社	労働者派遣事業、有料職業紹介、アウトソーシング事業、保育事業	アウトソーシング営業職	無	有
17	小川 泰規	56	陸上自衛隊補給統制本部付（陸上自衛隊関東補給処火器車両部長）	H30.12.6	陸上自衛隊補給統制本部付	H30.12.6	H31.2.11	特に命ぜられた事項	H31.2.11	H31.3.1	日本バーカライジング株式会社	表面処理剤の製造、販売及び各種表面処理加工	参与（嘱託）	無	有

（注1）離職前の求職開始日とは、隊員としての在職期間中における以下の①から③までの日のいずれか早い日をいう。

①再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日

②再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日

③再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日

該当する日がなかった場合（自衛隊法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第320号。以下「改正政令」という。）の施行日（平成30年1月1日）前に離職前の求職開始日があった場合を含む。）には、「離職前の求職開始日」欄及び「離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容」欄に、「—」と記載している。

（注2）「求職の承認」とは、自衛隊法第65条の3第5項の規定に基づく承認をいう。

（注3）「防衛大臣の援助」とは、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づき、防衛大臣が行う若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

（注4）「官民人材交流センターの援助」とは、自衛隊法第65条の10第2項において準用する国家公務員法第18条の5第1項及び第18条の6の規定に基づき、官民人材交流センターが行う一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

（注5）管理職隊員以外の隊員である間に再就職の約束をした者で、一度でも管理職隊員であったことがある者については、「自衛隊法第65条の11第4項の規定に基づく届出」として本表に掲載。

(参考)

○ 自衛隊法（昭和29年法律第165号）（抄）

（防衛大臣への届出等）

第六十五条の十一 隊員（退職手当通算予定隊員を除く。）は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、防衛省令で定めるところにより、任命権者が防衛大臣であるときは防衛大臣に、任命権者が防衛大臣以外の者であるときは当該任命権者を通じて防衛大臣に、政令で定める事項を届け出なければならない。

2 (略)

3 管理又は監督の地位にある隊員の官職として政令で定めるものに就いている隊員（以下「管理職隊員」という。）であつた者（退職手当通算離職者を除く。次項において同じ。）は、離職後二年間、次に掲げる法人の役員その他の地位であつて政令で定めるものに就こうとする場合（第一項の規定による届出をした場合を除く。）には、あらかじめ、防衛省令で定めるところにより、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

一 行政執行法人以外の独立行政法人

二 特殊法人（法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（独立行政法人に該当するものを除く。）のうち政令で定めるものをいう。）

三 認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち政令で定めるものをいう。）

四 公益社団法人又は公益財団法人（国と特に密接な関係があるものとして政令で定めるものに限る。）

4 管理職隊員であつた者は、離職後二年間、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業（前項第二号及び第三号に掲げる法人を除く。）の地位に就いた場合は、第一項又は前項の規定による届出を行つた場合、日々雇い入れられる者となつた場合その他政令で定める場合を除き、防衛省令で定めるところにより、速やかに、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

5 防衛大臣は、第一項及び前二項の規定による届出（第一項の規定による届出にあつては、管理職隊員がしたものに限る。）を受けた事項について、遅滞なく、政令で定めるところにより、内閣に報告しなければならない。

6 内閣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、政令で定める事項を公表するものとする。